

自治基本条例についての基本的な考え方（第2版）

1. A 分科会（議会）

市民から見た議会

市議会を市民がどのように見ているかの調査資料はありませんが、他市の議会に関するアンケートによれば、

・議会に対する関心度

「関心がある」と「少し関心がある」を合わせると 54～96%

「関心がない」が 4～43%

「その他」が 18%

・議会の評価

「評価する」と「ある程度評価する」を合わせると 7～33%

「あまり評価しない」と「全く評価しない」を合わせると 26～62%

「わからない」が 24～40%

・市民の声が反映されているか

「反映されている」と「ある程度反映されている」を合わせると 14～33%

「あまり反映されていない」と「反映されていない」を合わせると 30～51%

「わからない」が 15～46%

・議会改革

「改革が必要」が 60～84%

「改革の必要はない」が 0～4%

「わからない」が 17～35%

さらに、平成 23 年の一斉地方選挙を前にして、読売新聞社が行った世論調査の中での、市町村議会に関する質問の結果は、

・市町村議会は住民の意思を反映した活動をしていると思うか

「意思を反映している」が 24%

「そうは思わない」が 64%

「無回答」が 12%

・議会が行政に対するチェック機能を果たしていると思うか

「大いに果たしている」が 6%

「多少果たしている」が 27%

「あまり果たしていない」が 41%

「全く果たしていない」が 16%

これらのアンケート調査結果に見られる市民の意識状況が反映して、全国の市町村議会が議会改革に取り組む要因になったのではないかと思います。

茂原市における市議会議員選挙の投票率は、平成元年4月の82.53%に対して、平成21年4月が57.48%とかなり低くなってきており、市議会議員選挙の資料はありませんが、各種選挙の投票率を見ると特に20代～40代の働き盛り世代の投票率が平均投票率より5～20%低いという状況は全国的な傾向とほぼ合致しており、市民の議会に対する評価についても、このアンケート等と同様と思われます。

議会改革の内容としては、「審議方法」「議会情報の公開と積極的広報」「経費の効率化」「政策立案機能の強化」「市民と議会との関係づくり」が挙げられますが、現在の市財政危機を招いたいくつかの要因のうちの土地開発公社問題、土地区画整理問題や企業立地政策の問題などの重要政策決定過程における市議会の論議を振り返ると、議会がその役割の一つである「行政監視機能」の強化が必要であると考えます。

## 第 章 ひらかれた議会

### <議会の役割・責務>

議会の役割・責務
<p>(議会の役割・責務)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 議会は、住民の直接選挙によって選ばれた議員により構成される市の意思決定機関であることから、市民の意思が市政に適切に反映されるように努めるものとします。</li> <li>2. 議会は、市政の適正な執行を確保するため、行政の監視、評価機能及び政策立案機能を果たすものとします。</li> <li>3. 議会は、市民の議会への関心が高まるようにするために、積極的に啓発活動、広報活動に取り組むものとします。</li> </ol>
提言の理由等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 議員は、住民の意思を反映させるために、住民の直接選挙で選ばれた者(憲法第93条第2項)であり、市町村は市民生活の向上を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う団体であり(地方自治法第1条の2)、その実施する内容は、市民の意思が反映された内容でなければなりません。</li> </ul> <p>議会はこの団体の議決機関(法第96条)で、事務に関する書類及び計算書を検閲し、報告を請求し、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができ(法第98条)、調査のための強い権限(法第100条)を与えています。</p>

このことから、議会は市の意思決定機関であり、重要事項を決定する権限とともに、執行機関の監視及びけん制し評価する権限を持っており、この機能を果たす必要があります。

各種選挙の投票率を見たときに、20代から40代の働き盛りの若年層の投票率が特に低いことが見て取れ、この年代層に対する議会による啓発、広報活動が求められます。

例えば、小、中学校の児童生徒に議会の役割等の重要性を話すことを通じて保護者へのアプローチを行ったり、小、中学校のPTA等の会合の席で市議会報告を行うなどの工夫をして、長い目で取り組んでいくことが重要です。

### <議事の公開>

#### 議事の公開

(議事の公開)

1. 議会は、本会議、委員会等の会議を公開し、審議経過、議決の内容、政策の争点や政策効果等の情報を積極的に公表し、開かれた議会運営を行うものとしします。
2. 議会は、傍聴しやすいような日、時間の設定や新しいメディアの利用等、開かれた議会運営に努めるものとしします。

#### 提言の理由等

- 法第 115 条では「議会の会議はこれを公開する。」と規定しており(原則公開)、これは市民の多様な意思が予定どおり議会に反映されているかどうかを知らせ、公正な議会運営の状況を市民が監視することを目的として規定されたものです。その具体的内容は、「傍聴の自由」、「議事録の公開」と「報道の自由」で、議会は市民に対する責任を果たす必要があります。インターネット中継等のメディアの利用、土曜日、日曜日等や平日夜間の議会開催など、多様な検討を行う必要があります。

### <情報の公開>

#### 情報の公開

(情報の公開)

1. 議会は、情報提供の実効性を高め、議会の説明責任を果たすため、議会閉会后 30 日以内に議事録を公表し、速やかに議会だよりの発行や議会報告会を開催するものとしします。
2. 議会は、各議員の本会議や委員会における全ての質疑内容や議案に対する賛否を公表するものとしします。

#### 提言の理由等

- 本会議や委員会の会議や議事を公開し、自らの決定内容や審議状況を広報す

るなど、積極的に情報の公開を行い、より市民に開かれた議会運営が必要です。そのためは、議事録はできるだけ早く公表することが求められ、議会閉会后 30 日あれば議事録の調製は可能であると思われます。

また、議員の全ての質疑内容や議案に対する賛否を公表することによって、議会への関心が高まり、市民が議員の活動状況を知って活動の評価をすることができ、議会がより市民に近い存在となります。

### <市民参加>

#### 市民参加

(市民参加)

1. 議会は、市民等が提出する請願及び陳情等を審議する際は、本会議若しくは委員会において、提案者等が提案理由及び主旨を述べる機会を設けるものとし、その際に議員は、提案者に質問し、提案者はその質問に答えるものとしします。
2. 議会は、請願及び陳情を審議し不採択としたときは、提案者に対しその理由を付して通知するものとしします。

#### 提言の理由等

- 請願権は憲法第 16 条に定められた国民の権利であり、議会に対する請願(法第 124 条)及び陳情(会議規則第 138 条)において、提案者自らが提案理由及び主旨を直接説明し質問に答えることは、提案主旨の背景を含めて正確に説明でき、内容を理解し議論や問題点を深めることにつながり、市民の市政に対する関心も高まり、市民参加の推進につながると考えられます。
- 不採択とした請願及び陳情は、賛成者が少数であったというだけでなく、議会がどのように審議したのかや、採択できない理由を付して通知することにより、より開かれた議会運営が期待できます。

### <議員の責務>

#### 議員の責務

(議員の責務)

1. 議員は、議員相互の自由な討議を大切にし、個別的な事案の解決だけでなく、市全体の課題等の調査研究を強化して、市民全体の生活向上を目指して活動するものとしします。
2. 議員は、市民との意見交換や活動報告会等を行い、意思の把握に努めるとともに、常に自己の見識を高めるために努力し、市民の意見を実現するため議案を提出するなど誠実に責務を遂行し、市民の代表者としてふさわしい活動をするものとしします。

#### 提言の理由等

- 議員は、市民の意思を反映させるために、住民の直接選挙で選ばれた者（憲法第93条第2項）で、選挙で選ばれた代表者として、市民に対してその活動を報告し、または説明・対話を行い、住民の意思を把握して活動する責務があります。市民からの要望や選挙公約は、実現させたことだけでなく、実現できなかった事項はなぜできなかったかを含めて報告をすべきです。また、議員は、議会の議決すべき事件について、議案の提出権（法第112条）があり、市政の課題解決や市民要望の実現のために、調査研究し自己の知識を深め、政策立案能力を高めることが求められています。

### <市民の責務>

#### 市民の責務

（市民の責務）

1. 市民は議会の審議や議員の活動状況に関心を持ち、議会の傍聴や議会報告会などに積極的に参加し、議会や議員が市民の意思を反映した活動を行っているかの監視を行います。

#### 提言の理由等

- 市民の市議会に対する関心度等の調査資料はありませんが、他市の議会に関するアンケートによれば、「議会に対する関心度」は、「関心がある」と「少し関心がある」を合わせると54～96%、「関心がない」が4～43%、「その他」が18%です。茂原市における平成21年4月の市議会議員選挙の投票率（57.48%）や議会の傍聴者数に見られるように、住民の議会に対する関心はあるものの行動として現れていないことから、市民による議会や議員の活動を監視するという機能が十分果たされている状況にはありません。市民が議会や議員の活動状況を知ることは重要であり、本会議・委員会の傍聴や議会報告会などに積極的に参加することが必要です。

## 第 章 市民参加のまちづくり

### <住民投票>

#### 住民投票

（住民投票）

1. 市長は市政に関する重要事項について、住民の意思を確認するため、住民投票を実施するものとします。
2. 市長及び議会は、住民投票が実施された場合は、その結果を尊重するものとします。
3. 住民投票に付すべき事項、投票手続き、投票資格、成立要件その他住民投票に関し必要な事項は別途条例で定めるものとします。

**提言の理由等**

- 住民投票は、議会による間接民主主義を補完し、また住民の総意を把握するために有効です。

市長が市政の重要事項について住民全体の意見を聴くことは大切なことであり、住民投票はその意思を表す機会でもあります。

重要事項とは、下記のような事項を指します。

- ① 財政基盤を揺るがすような事項
- ② 市民全体の生活に重大な影響を及ぼすような事項
- ③ 住民の意見が二分されるような事項

住民投票の結果を市長や議会が否定する場合も考えられますが、住民投票の結果と市長や議会の判断(執行権、議決権)のどちらが優先されるかは議論の分かれるところです。

しかし、「住民の意思」という地方自治の本旨からすれば、住民投票の結果は最大限尊重されるべきです。

住民投票の投票権を有する者の資格(年齢、国籍等)をどう定義するか、住民投票の成立、不成立をどう定義するか、重要事項とは何か、当事者の意見表明権など、制度の詳細については、市民の議論を経て、条例で定める必要があります。

## 第 章 実効性の確保

## &lt;審議会の設置&gt;

**審議会の設置**

(審議会の設置)

1. 本条例の実効性を確保するため、市長は独立した審議会(以下「審議会」という)を設置するものとします。
2. 「審議会」は、市民から公募により選ばれた者が委員の過半数となるようにするものとします。

**提言の理由等**

- 条例が市民、議会及び行政機関により遵守、活用され、効果を発揮しているか等の評価を行い、より良い条例とするための仕組みが必要となりますので、独立した「審議会」を設けます。

「審議会」の委員は、市民の主体性を確保するため公募とし、市民の代表が過半数となるように選出します。

## &lt;役割と責務&gt;

**役割と責務**

(役割と責務)

1. 「審議会」は、条例や規則の本条例との整合性の確認及び本条例の実施状況等の評価を行い、その結果を市長に報告するものとします。
2. 市長は、「審議会」からの報告内容を市民に公表するものとします。
3. 「審議会」は評価の結果、条例改正の必要があると判断した場合には、市長に対し改正の提言を行うものとします。

**提言の理由等**

- 条例・規則の本条例との整合性や、本条例が市民、議会及び執行機関により守られ、活用されて効果を発揮しているか等の評価を「審議会」が行い、その状況を市民に知らせることが重要ですので、評価結果を市長に報告し、報告を受けた市長は内容を市民に公表します。  
本条例が守られ、活用されるように、内容を充実させて良いものにしていくため、「審議会」は条例の改正の必要があると判断した場合には、市長に対して改正の提言を行うこととします。

## 2. B 分科会（行政）

### 基本的な考え方

- 主語が「市」「議会」「市長」等のときは「～しなければならない」、主語が「市民」のときは「～するものとする」とした。（条例の拘束力等の関係）
- 茂原市には「市民憲章」があり、「総合計画」がある。将来像として明るい都市・市民の姿が描かれているが、今までは市民が傍観者の立場で行政への依存的態度が強く、公平公正の原則による一律的な行政サービスであった。これからの少子高齢・人口減少・地方分権社会においては、地域のことは地域に住む住民が決め、自らの暮らす地域の未来に責任を持つという、住民主体の新しい仕組みを構築していくことが要請されている。今必要なのは、行政が徹底した情報公開を行うことにより、市民と行政が共通の情報を持った上で、それぞれの役割分担を明確にし、市民が主体的に地域の課題に関わるような仕組みや仕掛けを作り実行することである。すべての市民、市長、行政（職員）、議会（議員）が、共に旧態の慣習を脱して新しい発想をして総合計画に基づいたまちづくりを協働で行っていくことは喫緊の課題である。まちづくりの基本的な指針を示すものとして、まちづくりの主体は市民であり、傍観者ではないことを訴えた表題とするため、「茂原市民でまちづくり条例」という名称とする。
- 現在ある「総合計画」などを生かすための条例。基本的には今の総合計画が向かっているものとこの条例が目指すものは同じ。
- 現在の総合計画は「教育文化、健康福祉、生活環境、都市基盤、産業振興、市民自治」の 6 本の柱で体系づけられているが、次期総合計画の策定の際には「柱を何にするか」という白紙の段階から市民が参画して策定しなければならないはず。

### <情報公開>

#### 情報公開

（情報公開）

1. 市は、市政に関する情報について、市民との共有を図るため、次に掲げる措置を講じなければなりません。
  - ① 市政に関する情報を市民に分かりやすく提供するよう努めること。
  - ② 市民が容易に、かつ、等しく市政に関する情報の提供を受けられるよう努めること。
  - ③ 審議会その他の附属機関及びこれに類するものの会議を公開すること。ただし、非公開とする合理的な理由があるときは、この限りで

<p>ない。</p> <p>④ 市が管理する情報の公開を求められたときは、別に条例で定めるところにより当該情報を公開すること。</p> <p>2. 市は、保有する個人情報について適正に管理するものとし、その利用及び提供等にあたっては、適切な保護措置を講じなければなりません。</p>
<b>提言の理由等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報公開・情報共有は市民協働・市民参画のまちづくりを進める上での大前提です。</li> </ul>

<市民参加>

<b>市民参加</b>
<p>(市民参加)</p> <p>1. 市は、市民参加の機会を市民が等しく得ることができるよう、パブリックコメント手続、意見交換会その他の市民参加のための適切な措置を講ずるよう努めなければなりません。</p> <p>2. 市は、市民が市政に参加しやすい環境の整備に努めなければなりません。</p> <p>3. 市は、市民参加により提出された意見、提案等について、多角的かつ総合的に検討し、市政に反映させるよう努めなければなりません。</p>
<b>提言の理由等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> </ul>

<政策法務等>

<b>政策法務等</b>
<p>(政策法務等)</p> <p>1. 市は、総合計画に基づく事業の実施や地域の課題解決のため、地方自治の本旨に基づいて法令を解釈し、これを適切に運用するとともに、条例、規則その他の規定（以下「条例等」という。）を適切に制定または改廃するものとします。</p> <p>2. 市長は、市の基本的な制度を定める条例、市民に義務を課し、権利を制限する条例または市民生活もしくは事業活動に直接かつ重要な影響を与える条例の制定または改廃に着手するときは、その趣旨を適切な方法で公表しなければなりません。ただし、公表しないことについて合理的な理由があるときは、この限りではありません。</p>
<b>提言の理由等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地方分権一括法の施行により、通達行政が廃止され、地方自治体には問題に最も近いところで政策をつくること、政策の実施方法を法的な言葉で表現すること、計画—実施—評価を自治体で完結させることが求められています。</li> </ul>

<総合計画等>

**総合計画等**

(総合計画等)

1. 市は、総合的かつ計画的なまちづくりを行うため、総合計画を策定し、その実現を図ります。その策定および実施にあたっては、中長期的な視野に立ち、人口の推移や財政の見通しと整合性を図るものとしします。
2. 市は、他の重要な計画の策定にあたっては、総合計画との整合を図らなければなりません。
3. 市は、総合計画および他の重要な計画の策定に際しては、市民が参画するために必要な措置を講じなければなりません。
4. 市の政策は、法令の規定によるもの、緊急を要するもの又は著しい社会情勢の変化によるものを除き、総合計画に根拠を有するものでなければなりません。
5. 市長は、総合計画に基づく事業について、適切に進行管理を行い、その状況を市民に公表しなければなりません。

**提言の理由等**

- 地方自治法の改正により、地方自治体には総合計画の策定義務がなくなりましたが、総合的かつ計画的なまちづくりのためには総合計画の策定が必要と考えます。その根拠をこの自治基本条例に置くとともに、市民参画による計画策定、適切な進行管理を明確に位置づける必要があると考えます。

<行政組織の整備>

**行政組織の整備**

(行政組織の整備)

1. 市は、総合計画の実現および市民ニーズへの適切かつ迅速な対応を図るため、法令、条例、規則及び予算に基づき、各種の事務事業を適正かつ適確に執行するための組織体制を整備し、効率的な組織運営を行わなければなりません。
2. 市長は、市民ニーズに適切に対応した総合的な行政サービスを行うため、組織の横断的な連携を図るとともに、事務事業の遂行に必要な知識と能力を持った職員の育成を行わなければなりません。

**提言の理由等**

- 行政組織は市民自治のまちづくりを行うための機能であり、市民にとってわかりやすく機能的なものであると同時に、市民ニーズに柔軟かつ迅速に対応できる、効率的なものでなくてはなりません。

<市長の役割・責務>

**市長の役割・責務**

(市長の役割・責務)

1. 市長は、市民の目線に立ち、住みよいまちの実現のため、市民との協働の推進、健全な財政運営に努めるとともに、最小限の経費で最大限の効果を挙げることができるよう、効果的・効率的で質の高い市政を執行する責務を有します。
2. 市長は、市政について市民に分かりやすく公表し、市政の透明性を確保するよう努めなければなりません。
3. 市長は、市政の重要課題について、市民参画・市民協働による課題解決のための活動等を支援するため、支援制度を創設・運用するものとします。
4. 市長は、議会に政策研究および審議に必要な情報を適切に提供するとともに、緊密で緊張感ある関係を保ち、市政運営を行うものとします。
5. 市長は、社会経済情勢および市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応することができるよう、適切な定員管理と能力および適性に応じた職員の採用、登用および配置に努めなければなりません。

**提言の理由等**

- 市長は行政を代表し、統括する者であり、将来のビジョンを示し、夢を語るべきであるという意見もありました。
- 市政の大きな課題である「雇用の確保、観光の誘致、景観の形成」に税率の1%を充てるといった文言を入れてはどうかという意見もありましたが、条例で論ずるのは難しいことから見送りました。

< 執行機関・公営企業管理者の役割・責務 >

**執行機関・公営企業管理者の役割・責務**

(執行機関・公営企業管理者の役割・責務)

1. 市の執行機関および公営企業管理者は、この条例の趣旨を尊重し、その権限に属する事務事業を自らの責任の下、公正かつ誠実に実行するものとします。
2. 市長等は、他の執行機関と連携し、効率的で効果的な組織運営を行うとともに、市民本位の市政の推進を担うものとします。
3. 市の執行機関は、国、県、その他地方公共団体と適切な役割分担の下、相互に協力するとともに、地方分権を推進するため、自立に向けて改革を推進します。

**提言の理由等**

- 公営企業管理者の定義は総則部分で定義するものとします。

<職員の役割・責務>

**職員の役割・責務**

(職員の役割・責務)

1. 職員は、まちづくりの主役が市民であることを理解し、市民とともにまちづくりを行う意欲を持って、常に従来の方法にとらわれず、さまざまな手法で誠実かつ効率的に職務にあたります。
2. 職員は、全体の奉仕者であることを自覚し、どの部署に配置されてもプロ意識を持ち、心の伝わるコミュニケーションに努めるとともに、市民の立場に立って質の高いサービスの提供を行います。
3. 市長は、職員が日常の業務に埋没することなく、自己研さんに努め、政策形成能力の向上を図ることができるよう、研修を充実させなければなりません。
4. 市長は、職員が政策の実施を故意に阻むまたは中止するなどにより、事務事業が中止し、市民に不利益が及ぶことを防ぐため、必要な措置を講じなければなりません。

(公益通報者の保護)

1. 職員は、市政の運営に関し違法又は不当な行為の事実があることを知ったときは、その事実を市長又は市長があらかじめ定めた者に通報するものとします。
2. 市長は、職員が正当な通報を行うことにより不利益を受けることがないように、適切な措置を講じなければなりません。

**提言の理由等**

- 社会経済情勢の変化や職員の意識変革を喚起する必要があります。

<財政運営>

**財政運営**

(財政運営)

1. 市議会および市長は、市政の運営が現在および将来の市民の負担の上に成り立っていることに鑑み、最少の経費で最大の効果を挙げるよう、費用対効果の高い財政運営を行うとともに、中長期的な視野に立ち、社会経済情勢や市民ニーズの変化に適切かつ迅速に対応することができるよう、持続可能で健全な財政基盤を確立しなければなりません。
2. 市長は、予算の執行状況、財政状況の現状およびその予測について、インターネット等を活用し、複式簿記やバランスシートなどの手法を用いて、市民に分かりやすく公表しなければなりません。
3. 市長は、総合計画に基づく事業実施にあたっては、財政の健全性を確保

し、中長期的な展望に立って予算編成を行うとともに、計画的な財政支出をしなければなりません。
<b>提言の理由等</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 財政状況の予測については、現在は行われていません(3 年実施計画や基本計画の財政推計のみ)</li> <li>● 複式簿記やバランスシートを強調したいという意見もありましたが、職員とのパブリック・インボルブメントでのすり合わせが必要です。</li> </ul>

<行政手続>

<b>行政手続</b>
(行政手続)
1. 市は、市民の権利利益を保護するため、処分、行政指導および届出に関する手続について、透明かつ公正な行政手続を確保するとともに、根拠法令、条例等に基づき、市民に分かりやすく説明しなければなりません。
<b>提言の理由等</b>
●

<説明責任・応答責任>

<b>説明責任・応答責任</b>
(説明責任・応答責任)
1. 市は、市政の計画立案、実施および評価の各段階において、適切な方法により市民に分かりやすく説明しなければなりません。
2. 市は、市民から提出された意見、提案、要望等(以下「意見等」といいます)について、適切に応答しなければなりません。
3. 市長等は、行政運営に関し苦情等があったときは、速やかに状況を確認し、必要に応じて業務の改善その他の適切な措置を講じるとともに、苦情等の内容を取りまとめ、公表しなければなりません。
<b>提言の理由等</b>
● 苦情を表明する側の責任を問われる場合も考えられます。

<意見等の公募>

<b>意見等の公募</b>
(意見等の公募)
1. 市は、まちづくりに関する重要な計画の策定や政策等の実施および変更等を実施しようとするときは、その検討過程において適切な方法により市民の意見等を公募するとともに、その意見を尊重しなければなりません。

<b>提言の理由等</b>
●

## &lt;行政評価&gt;

<b>行政評価</b>
(行政評価)
1. 市は、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、総合計画および他の重要な計画に基づく政策等の成果および達成度についての行政評価を実施し、その結果を市民に公表するとともに、政策等の改善に反映させなければなりません。
2. 市長は、評価しようとする政策等の特性に応じて、市民および学識経験者による評価の仕組みを整備しなければなりません。
<b>提言の理由等</b>
● 行政評価に外部評価の仕組みを取り入れることは画期的なことであり、条例で論ずる必要があるものと考えます。






## &lt;監査&gt;

<b>監査</b>
(監査)
1. 監査委員は、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理を監査するほか、事務の執行について監査するものとします。
2. 監査委員は、監査方法の充実に努めるとともに、その結果を市民に分かりやすく公表するよう努めなければなりません。
<b>提言の理由等</b>
● 監査結果はわかりやすく速やかに公表される必要があります。






## &lt;協働&gt;

<b>協働</b>
(協働)
1. 市長は、まちづくりにおける課題解決のため、総合計画に基づく事業を実施するにあたり、協働を推進しなければなりません。
2. 市民および市は、適切な役割分担の下、地域の課題を解決するため、互いの自主性および特性を尊重し、対等の立場で連携し、又は協力するよう努めます。
3. 市民は、自らの自由な意思に基づき、地域の課題を解決するため、対等の立場で相互に連携し、又は協力するよう努めるものとします。
4. 市民、市議会および市長等は、ともに協働の観点から総合計画に基づく

<p>まちづくりの課題を共通認識し、それぞれの役割で力を発揮し、協力してまちづくりに取り組むとともに、協働を推進する環境の整備を行うものとしします。</p> <p>5. 市民、市議会および市長等は、協働を一層推進するため、市民活動団体や企業など多様な主体との協働についてのガイドラインを策定するものとしします。</p>
<p><b>提言の理由等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 若者による評価など、次世代という視点が盛り込まれるとよいという意見がありました。</li> </ul>

<実効性の確保>

<p><b>実効性の確保</b></p> <p>(実効性の確保)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. この条例は市における自治の基本的な規範であり、市民、市議会および市長等は、この条例を遵守しなければなりません。</li> <li>2. 市議会および市長等は、他の条例、規則等の制定、改廃および法令の解釈運用にあたっては、この条例の趣旨を尊重しなければなりません。</li> <li>3. この条例の実効性を確保する仕組みとして、「評価のための市民委員会」(以下、「委員会」と表記する)を設置します。</li> <li>4. 委員会には公募等により市民が参加し、市民自治によるまちづくりが進展しているかどうかについて、市民の目線で見守り、評価し、その進展状況を市民に公表するとともに、これらの評価を市長に報告し、改善点を提言します。</li> <li>5. 市長は、この条例の内容を常により良いものにするために、社会経済情勢の変化に照らして、4年を目途に適宜見直しを行い、必要に応じて改正を行わなくてはなりません。見直しおよび改正にあたっては、制定時と同じように市民が参画するものとしします。</li> </ol>
<p><b>提言の理由等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●</li> </ul>

<地域コミュニティ>

<p><b>地域コミュニティ</b></p> <p>(地域コミュニティ)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域コミュニティは、自主的および自立的に活動するまちづくりの重要な担い手として、市民が安心して、心豊かに暮らすことができる地域を自ら形成していく役割を有します。</li> <li>2. 地域コミュニティは、地域住民相互の連携を促進するとともに、地域の</li> </ol>
---

課題の解決に向けて市や NPO 等と協働してまちづくりを行うよう努めます。

3. 市民は、地域コミュニティが行うまちづくりに積極的に参加し、活動することにより、これを守り育てるよう努めます。
4. 市は、地域コミュニティの役割を尊重するとともに、その活動が促進されるよう、公益性を有する個々の活動又は連携した活動に対し、必要に応じて支援を行います。

**提言の理由等**

●

3. C 分科会（地域自治・市民）

＜市民参加のまちづくり＞

市民の権利と役割（責務）
<p>（市民の権利）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民はまちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有しています。</li> <li>2. 市民は、市議会及び市が保有する市政に関する情報について知る権利を有しています。</li> <li>3. 市民によるまちづくり活動は、自主性と自立性が尊重され、保障されなければなりません。</li> </ol> <p>（市民の役割）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市民は、まちづくりの主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参加するよう努めます。ただし、その参加を強制されることがあってはなりません。また、参加しなかったことに対して不利益を被りません。</li> <li>2. 市民は、参加にあたっては、自らの発言と行動に責任を持つように努めます。</li> </ol>
提言の理由等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 従来のまちづくりは、行政が主体となり、市民はサービスを受けるだけの存在として位置づけられることが少なくありませんでした。しかし、まちは市民が自ら主体となってつくるものであり、この条例で改めて「市民にはまちづくりに参加する権利と役割（責務）がある」ことを明確にしました。</li> </ul>

情報の提供・公開・共有
<p>（情報の提供・共有）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市議会及び市は、市政への市民の参加が促進されるよう、市政に関する情報を分かりやすく、公正に提供することにより、市民と情報を共有します。</li> <li>2. 市民は、まちづくりを進めるために、市民の持っている有効な情報を提供し、市民・市議会・市で適正に共有します。</li> </ol> <p>（情報の公開）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市議会及び市は、市政について市民に説明する責務を全うするため、求めに応じ、保有する情報を適正に公開します。</li> </ol>
提言の理由等
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報公開が進むことで、市民のまちづくりに対する意識や市政に対する関心が高まることが期待できます。</li> </ul>

- 市民の持つまちづくりに関する情報を有効に活用するため、個人情報の適正な取り扱いに注意しながら、情報共有に努めることを定めています。
- 個人情報の保護については、項目に入れていませんが検討を要するところです。

### 参加の機会の保障

(参加の機会の保障)

1. 市は、まちづくりの計画・実施・評価の各段階において、市民が提言や意見を出しやすく、参加しやすい多様な機会を提供します。
2. 市は、多様な方法を用いて市民の意見や提言を求め、これを市政の運営に反映するよう努めなければなりません。

### 提言の理由等

- 現状では、活動団体や行政が参加する場を用意しても、参加する市民は少ないのが現状です。市民に伝える仕組みや手法の改善が望まれます。
- 市民参加を推進するために、ホームページ、モニター制度、市民塾等の仕組みや手法を積極的に取り入れることが必要です。

### 子どもの参加の機会の保障

(子どもの参加の機会の保障)

1. 市民及び市は、子どものころから自らのまちに愛着と誇りを持つよう、子どもが参加しやすいまちづくりの機会を設けるよう努めなければなりません。

### 提言の理由等

- 次世代を担う子どもたちが、まちづくりに関心を持ち、責任を持って活動するようになることが望まれます。

## <市民自治の仕組み>

### 協働によるまちづくり

(協働によるまちづくり)

1. 市民及び市は、地域内の様々な公共的課題を解決していくため、それぞれの役割を認識し、互いを対等なものとして尊重しながら、協力してまちづくりに取り組むものとしします。
2. 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備を行います。

### 提言の理由等

- 厳しい社会情勢や市民ニーズの多様化などを背景に、これまでの行政主導によるまちづくりでは、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを進めていくことが難しく

なっています。そこで、そこに暮らす人々が本当に望むまちをつかっていくためには、市民参加による協働のまちづくりがどうしても必要になっています。

- 行政の役割は、新たな公共サービスの担い手として自治会やNPOなどの市民活動団体と協力して、ともに地域の課題を解決していく仕組みをつくることにあると考えます。

## まちづくりと地域コミュニティ

(まちづくりと地域コミュニティ)

1. 市民は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団（以下「地域コミュニティ」という。）が市民によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にその活動に参加するように努めるものとします。
2. 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民によるまちづくりの推進に努めるものとします。

### 提言の理由等

- 「地域コミュニティはまちづくりの重要な担い手である」との考えから、市民は地域コミュニティがまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに、積極的に参加し、協力する必要があります。

## 地域コミュニティの支援・育成

(地域コミュニティの支援・育成)

1. 市は、市民によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損なわない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければなりません。
2. 市は、市民や地域コミュニティに対して、まちづくりを進めるための学習及び相互交流などによる人材育成の機会を提供します。また、多様な市民が参加できる環境整備に努めなければなりません。

### 提言の理由等

- 市は、市民や地域コミュニティの活動に対して、活動が活発にできるように、環境整備（活動場所の提供、広報支援）や活動経費の援助等の支援を行うことが必要です。
- 人材育成のための研修を実施することで、意欲のある人を発掘し、活動するための能力を向上させることができます。また、参加者同士でコミュニケーションがとれ、それぞれが所属する団体の活動内容を理解することができます。

## 地域におけるまちづくり

(地域におけるまちづくり)

1. 地域におけるまちづくりは、地域のことは地域内の住民が自ら考え、実行できるようにするため、地域単位で「地域まちづくり協議会」を設置し、まちづくりを進めます。
2. 地域まちづくり協議会の構成員は、その地域に居住する個人または地域で活動する自治会、地区社協、長寿クラブ、NPO、ボランティア団体、民生委員・児童委員などの団体とします。
3. 市は、地域まちづくり協議会の設立と運営にあたって、適切に役割を分担し、地区担当の職員を配置するなどの支援を行います。

#### 提言の理由等

- 各地域の特色を生かした住民自治を進めるためには、全市一律ではなく、地域ごとに課題を自ら設定でき、解決することができる仕組みが必要です。
- 地区単位は、原則として小学校区とするが、決定については改めて協議するものとします。
- 地域まちづくり協議会は、運営ルールを明確にし、民主的な運営を行い、そして特に役員は民主的に選出しなければなりません。
- 市は、地域まちづくり協議会の自主性及び自立性が十分に発揮されるよう、配慮しなければなりません。